

規制シート(様式)

(別紙1)

190197400920001

平成27年6月15日

規制の名称	国土利用計画法の事後届出制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	国土利用計画法第23～27条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	土地・建設産業局企画課 課長 百崎 賢之
規制目的	国民のための限られた資源であり、諸活動の基盤である国土・土地について公共の福祉を優先させ、適正かつ合理的な利用を確保するため、大規模な土地取引に係る届出を義務付ける。		
規制内容の概要	国土利用計画法(以下、「法」という。)第23条に基づく事後届出制は、法定面積以上の大規模な土地取引(市街化区域:2,000㎡以上、都市計画区域(市街化区域を除く。):5,000㎡以上、都市計画区域外:10,000㎡以上)について、契約後2週間以内の届出を義務付け、土地の利用目的が、土地利用に関する計画等に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合に、必要な変更について勧告、助言等を行うことができる仕組みとなっている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>国土・土地は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ(法第2条)、その適正かつ合理的な利用の確保を図るため、土地取引の規制に関する措置(法第11条)を講ずることとされている。</p> <p>事後届出制(法第23条)は、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を確保する上で特に大きな影響を与える大規模な土地取引について、事後的に利用目的の審査を行い、必要な場合は勧告、助言等を行うことができるものとしている制度である。</p> <p>大規模な土地取引については、当該土地の適正な利用を確保すべき公共の利害に関する特性、公共の福祉を優先させる必要性が特に強く、また、事後的な届出としていることについては、取引そのものを一定期間禁止することとなる事前届出と比べて明らかに事業者の負担が軽微であり、また、地価の高騰を実際に招来し、より厳重な措置を講じなければならない事態となった後にはじめて監視区域の設定等を行う場合よりも社会的影響が小さく、社会的な公正の確保に資する仕組みであり、任意のアンケート等で代替できる性格のものではない。</p> <p>また、法に基づく措置は、都市計画法をはじめとする各般の土地利用に係る個別法に基づく土地利用を総合して一つの計画(土地利用基本計画(法第9条))を定め、これに即して適正かつ合理的な土地利用を図るために行われるものであり、他の法律と規制内容等が重複するものではない。</p> <p>なお、事後届出件数が総土地取引件数に占める割合は約1%に過ぎないが、面積ベースでは約30%をカバーできており(平成26年)、適正かつ合理的な土地利用を効果的・効率的に担保するのにふさわしい制度となっている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名 称(発信者等を含 む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委 任の根拠となる法令 の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令 の委任の範囲に入る 理由</p>	<p>—</p>